

平成 30 年度権利擁護推進基礎セミナー開催要領

- 1 趣 旨 認知症高齢者の増加や知的・精神障がい者の地域移行の促進により、権利擁護の支援を必要とする方が増加しています。また、個々のケースは複雑・多様化しており、判断能力が不十分な方々の意思や尊厳を尊重した支援を行うためには、支援者の権利擁護に関する理解の向上や市町村における支援体制の構築が求められています。

本セミナーでは、地域住民の権利擁護に携わる支援者が、権利擁護の基本的な視点や市町村における支援体制などについて学ぶことを目的に開催します。
- 2 主 催 社会福祉法人長野県社会福祉協議会
- 3 共 催 長野県社会福祉法人経営者協議会
(予 定)
- 4 後 援 長野県／長野県弁護士会／公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートな
(予 定) がの／公益社団法人長野県社会福祉士会／長野県精神保健福祉士協会／長野県看護協会／長野県高齢者福祉事業協会／長野県老人保健施設協議会／長野県知的障がい福祉協会／長野県身体障害者施設協議会／長野県救護施設協議会／長野県民生委員児童委員協議会連合会
- 5 日時・会場 【中南信会場】 平成 30 年 8 月 29 日 (水) 13:00～16:00
安曇野建設事務所 (安曇野市豊科 4960-1)
【東北信会場】 平成 30 年 8 月 30 日 (木) 13:00～16:00
長野市若里市民文化ホール (長野市若里 3-22-2)
- 6 内 容 12:30 受付
13:10 開会・オリエンテーション
13:10 講義・演習「権利擁護の基本的視点と支援体制のあり方」(仮題)
東洋大学社会学部社会福祉学科 教授 高山直樹 氏
16:00 閉会
- 7 参加者 定員 各会場 100 名 (定員になり次第締め切らせていただきます)
(1)行政職員(市町村、保健福祉事務所等)、地域包括支援センター職員、障害者支援機関の役職員、成年後見支援センター職員
(2)介護支援専門員、施設・保健・医療機関の関係職員、福祉関係団体の役職員
(3)市町村社会福祉協議会役職員、日常生活自立支援事業専門員・生活支援員

- 8 参加費 1,500 円（長野県社会福祉法人経営者協議会の会員は 1,000 円）
- 9 参加申込 別紙「参加申込書」により、平成 30 年 7 月 27 日（金）までに FAX でお申込みください。
- 10 受講決定 申込み締め切り後、1 週間程度で「受講決定通知」を郵送もしくは FAX にてご通知します。
- ・受講決定通知に参加費の振込方法のご案内等を掲載します。
 - ・受講決定通知は、当日受付にご持参ください。
- 11 その他 自然災害や犯罪予告等により参加者及び職員の安全を確保できないと判断し、本研修を中止または延期する場合は、長野県社会福祉協議会ホームページに掲載して通知しますのでご確認ください。また、本セミナーに係る個人情報は、本会の「個人情報の保護に関する方針」に基づき適切に取り扱い、他の目的で使用することはありません。
- 12 問合せ先 社会福祉法人長野県社会福祉協議会 相談事業部 生活支援グループ
(住所：長野市若里 7-1-7 TEL. 026-226-2036/FAX. 026-291-5180)